

一 宮 町 長 馬 淵 昌 也 様

一宮町監査委員 森 田 善 宏

一宮町監査委員 森 佐 衛

令和 5 年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき提出された令和 5 年度一宮町健全化判断比率及び令和 5 年度一宮町公営企業会計資金不足比率について審査した結果、概要を以下のとおり報告する。

審 査 意 見 書

1. 審査の対象

- (1) 令和 5 年度における財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和 5 年度における公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

令和 6 年 8 月 19 日 (月)

3. 審査の方法

町長から審査に付された一宮町の令和 5 年度財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について、それらが適正に作成され、基礎となる書類が整っているかどうか。また、経年でそれぞれ大幅な変動がないかどうか。変動がある場合にはそれらについて合理的な理由があるかどうか等に主眼を置いて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる書類については、いずれも適正に作成され、問題がないものと認められた。

5. 審査意見

審査に付された一宮町の令和 5 年度財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率は、次のとおりである。数値はいずれも適正であり、国の示す早期健全化基準を下回り、良好な状態と言える。

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため数値は表示されていない。

実質公債費比率は、前年度から増減はなく、4.4%で早期健全化基準 25%を下回っている。また、昨年の県内町村平均と比較しても下回る状況であり、特に問題はない。

将来負担比率は、前年度△32.0%から本年度は△43.1%となり、前年度に引き続き改善している。これは、地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等が減少したことに加え、将来負担額から差し引くことが出来る充当可能基金が増加したことによるものである。

財政の健全化判断比率及び資金不足比率等については、各数値とも前年に引き続き改善されており、健全な財政運営に努められていると判断する。しかし、実質公債費比率は前年度から増減はなく 4.4%ということであるが、数値はあくまでも3カ年の平均であり、単年度で見ると前年度よりも数値は上昇している。今後、老朽化している町の公共施設の整備等も進めていく必要があることから、将来的には財務負担の増加が見込まれる。したがって、今後の財政運営については、更に注意されたい。

令和5年度 健全化判断比率

(単位:%)

比率	年度等 令和5年度	早期健全化基準	参 考	
			令和4年度	町村平均(R4)
実質赤字比率	—	15.00	—	—
連結実質赤字比率	—	20.00	—	—
実質公債費比率	4.4	25.0	4.4	5.8
将来負担比率	—	350.0	—	4.3

令和5年度 資金不足比率

(単位:%)

会計名等	年度等 令和5年度	経営健全化基準	参 考 令和4年度
農業集落排水事業会計	—	20.0	—

6. 比率算出概要

(1) 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 147,707
② 標準財政規模	3,358,005
実質赤字比率	△ 4.39

(注)実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

実質赤字比率 = (①一般会計実質収支額 ÷ ②標準財政規模) × 100 = △4.39%

〈比率計算の対象範囲〉一般会計

〈比率算出結果の表示方法〉比率がマイナスなので黒字となる。

従って、審査意見での記述は「—」とした。以下、(2)、(5)も同様である。

(2) 連結実質赤字比率

(単位:千円)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 147,707
一般会計	△ 147,707
③ 公営事業会計(公営企業除く)の実質収支額	△ 114,221
国民健康保険事業特別会計	△ 81,179
介護保険特別会計	△ 33,034
後期高齢者医療特別会計	△ 8
④ 公営企業会計の実質収支額	△ 25,985
農業集落排水事業特別会計	△ 25,985
② 標準財政規模	3,358,005
連結実質赤字比率	△ 8.57

(注)実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

連結実質赤字比率 = (①一般会計等の実質収支額 + ③公営事業会計の実質収支額 + ④公営企業会計の実質収支額) ÷ ②標準財政規模 × 100 = △8.57%

(比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計(国保・介護・後期)及び公営企業会計(農集)

(3) 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤ 元利償還金	310,139	324,882	325,178
公債費充当一般財源等	310,139	324,882	325,178
一時借入金利子	0	0	0
⑥ 準元利償還金	89,088	75,894	98,548
満期一括償還地方債の年度割相当額	0	0	0
公営企業の地方債償還に充てた繰入金	11,151	19,848	29,134
一部事務組合の地方債に充てた負担金	43,133	42,820	56,187
公債費に準ずる債務負担行為額	34,804	13,226	13,227
⑦ 償還のための特定財源	0	0	0
⑧ 交付税算入公債費等	277,126	274,459	267,517
災害復旧費等に係る基準財政需要額	238,766	241,149	235,553
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	30,930	27,377	26,808
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	7,430	5,933	5,156
② 標準財政規模	3,356,429	3,289,517	3,358,005
標準税収入額等	1,785,964	1,890,573	1,981,990
普通交付税額	1,367,681	1,341,476	1,350,165
臨時財政対策債発行可能額	202,784	57,468	25,850
実質公債費比率(単年度)	3.96522	4.18954	5.05451

単年度実質公債費比率 = ((⑤元利償還金 + ⑥準元利償還金) - (⑦償還のための特定財源 +

⑧交付税算入公債費等)) ÷ (②標準財政規模 - ⑧交付税算入公債費等) × 100 = 5.055

実質公債費比率 = (3年度実質公債費比率 + 4年度実質公債費比率 + 5年度実質公債費比率)

÷ 3 年 = 4.4% ※小数点第1位未満切捨て

(比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計、公営企業会計及び一部事務組合

(4) 将来負担比率

項 目	金 額	※参考 R4
		額
⑨ 将来負担額	4,867,278	5,079,893
地方債現在高	3,205,586	3,385,946
債務負担行為の支出予定額	88,646	101,871
公営企業債等繰入見込額	89,498	82,915
組合等負担見込額	379,421	369,831
退職手当負担見込額	1,104,127	1,139,330
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑩ 充当可能財源	6,199,725	6,047,673
充当可能基金	3,365,295	3,109,854
充当可能特定歳入	0	0
基準財政需要額算入見込額	2,834,430	2,937,819
⑧ 交付税算入公債費等	267,517	274,459
② 標準財政規模	3,358,005	3,289,517
将来負担比率	△ 43.1	△ 32.0

$$\text{将来負担比率} = (\text{⑨将来負担額} - \text{⑩充当可能財源}) \div (\text{②標準財政規模} - \text{⑧交付税算入公債費等}) \times 100 = \Delta 43.1\%$$

〈比率計算の対象範囲〉一般会計等、公営事業会計、公営企業会計、一部事務組合及び公社等

(5) 資金不足比率

農業集落排水事業特別会計(法非適用企業)

(単位:千円)

項 目	金 額
⑪ 資金不足額((ア+イ+ウ)-エ)	△ 25,985
ア. 実質赤字額	△ 25,985
イ. 支払繰延・事業繰越	0
ウ. 建設改良費以外の経費の財源に充てるための地方債現在高	0
エ. 解消可能資金不足額	0
⑫ 事業規模(オ-カ)	41,388
オ. 営業収益に相当する収入の額	41,388
カ. 受託工事収益に相当する収入の額	0

$$\text{資金不足比率} = \text{⑪資金不足額} \div \text{⑫事業規模} \times 100 = \Delta 62.8\%$$